

平成 24 年度
国の予算編成等に対する提案

平成 23 年 7 月

関西広域連合

関西広域連合は、府県域を超える広域課題に取り組むことはもとより、地方分権の突破口を開き、わが国を多極分散型の構造に転換することを目指し、複数都道府県による全国初の広域連合として、昨年12月1日に設立しました。

当面の事務としては、広域防災、広域観光・文化振興、広域産業振興、広域医療、広域環境保全、資格試験・免許及び広域職員研修の7つの分野の事務に取り組むこととしており、将来的にはこれらの事務の拡充や新たな分野の事務に取り組むほか、とりわけ原則廃止の方針である国の出先機関について、「丸ごと移管」の早期実現を目指します。

また、3月11日に発生した東日本大震災について、全国に先駆け、カウンターパート方式による構成府県が一丸となった被災地支援に取り組んでいるところであり、今後も関西からの支援を強化していきます。

この大震災を契機として、わが国の経済社会のあり方、防災対策、エネルギー対策、国と地方のあり方等について大きな変革を迫られているところです。

これらについて関西広域連合として、平成24年度の国の予算編成等において、特に重要と考える項目について提案いたしますので、ご配慮をお願いいたします。

平成23年7月5日

関西広域連合

連合長	兵庫県知事	井戸 敏三
副連合長	和歌山県知事	仁坂 吉伸
委員	滋賀県知事	嘉田 由紀子
委員	京都府知事	山田 啓二
委員	大阪府知事	橋下 徹
委員	鳥取県知事	平井 伸治
委員	徳島県知事	飯泉 嘉門

目 次

I	双眼構造の経済社会の構築	1
II	首都機能バックアップ構造の構築	4
III	東日本大震災に伴う風評被害対策	6
IV	東海・東南海・南海三連動地震等大規模災害への対応	8
V	原子力発電所の安全確保	11
VI	再生可能エネルギー導入の促進と電力確保対策	14
VII	地方分権改革の推進	16

I 双眼構造の経済社会の構築

【担当省庁】内閣府、経済産業省、外務省、国土交通省

このたびの東日本大震災の影響は、被災地及び被災地にある企業のみならず、サプライチェーンの切断により、わが国はもとより世界中の企業に影響を及ぼしており、これは単眼型、一極型の経済社会構造の脆弱性があらわれたと言わざるをえない。

今後、国内における双眼型、多極型の経済、産業、社会の諸機能の配置を進めるとともに、グローバルレベルでの安定的な生産・供給体制の構築も図る必要があることから、次のとおり提案する。

1 双眼型、多極型の産業再配置と事業継続力の強化

東日本大震災により、リスク分散の必要性が広く認識され、柔軟で復元力に富んだ、災害等のダメージが連鎖しにくい産業構造が求められている。

わが国企業が生産活動や研究開発を国内で継続できるよう、東日本と西日本双方での製品開発拠点の整備（デュアルシステム）や生産活動のバックアップ機能整備などを進め、国内再配置の促進に向けた制度の創出等が必要であるため、以下の措置を講じること。

- ・交通・物流機能や情報通信機能など、社会基盤インフラにおける多極的ネットワークとわが国産業活動の継続性向上に向けた、国土政策・産業政策の展開
- ・高速道路網のミッシングリンク解消
- ・企業の事業継続計画（BCP）の策定に向けた働きかけと支援
- ・企業、大学・研究機関等のデータベースセンターの分散化促進

2 国内事業所の再編とグローバルなサプライチェーンの安定化

東日本大震災を契機に、企業は部品調達先の多極化を目指しているが、国内での災害リスクを懸念するあまり、生産拠点を海外に集中させることは、かえってアジア経済圏全体の不安定化をもたらす。わが国のバランスの取れた産業配置による安定供給体制の構築が、アジア経済圏の安定にもつながることから、わが国の立地環境をさらに向上させ、国内での拠点整備や外国企業の誘致をさらに促進することが必要であるため、以下の措置を講じること。

- ・サプライチェーン多元化に係る民間投資を促進するための税制措置及び助成措置の実施
- ・被災地企業等の生産・研究拠点の復興や人材の確保促進など、国内における立地環

境の整備に対する重点的支援の実施

- ・アジア拠点化戦略の推進など外資系企業に対する優遇・支援措置の一層の拡大

3 最先端、最高品質、最高の信頼性の復元

わが国は、戦後復興から一貫して、優れた技術と高い品質により世界の信頼を得、グローバル市場で活動を広げ、関西はこうした「ものづくりニッポン」の発展に大きな役割を果たしてきた。

関西は、けいはんな学研都市、彩都、神戸医療産業都市、播磨科学公園都市などの最先端の産業や高度な科学技術の集積や、大型放射光施設 SPring-8、京速コンピュータ「京」といった世界水準の研究基盤を有している。また、国内シェア 8 割を有する蓄電池分野をはじめとした新エネルギー産業においては、関連企業だけでなく、京都大学、(独)産業技術総合研究所(AIST)関西センターなどの研究機関も集積しており、世界的に見ても高いポテンシャルを有している。こうした優位性を活かし、これまで以上に、技術革新とイノベーションを強固に進め、最先端、最高品質、最高の信頼性を有する製品・サービスを世界に提供する関西の創造に向け、以下の措置を講じること。

- ・関西の科学技術インフラを活かした、ライフサイエンスや環境・エネルギー分野等における市場の創出に向けた研究基盤や産業化への橋渡し機能の強化
- ・アプリケーション側からの蓄電池研究と安全性評価に向けた環境整備
- ・地域の特色あるイノベーションの創出に向けた産学共同研究に対する支援の拡充
- ・わが国が開発したグリーンイノベーション技術(エネルギー・環境技術)等の国際標準化に向けた環境整備
- ・税制面の優遇措置などリスクキャピタルの提供促進に向けた環境整備
- ・高度専門人材(博士号取得者等)のキャリアパスの多様化
- ・サービス産業、文化産業等の海外展開促進に向けたジャパン・ブランドの再構築と戦略的展開

4 地域活性化総合特区・国際戦略総合特区の充実

総合特区制度を実現するための「総合特別区域法」が平成 23 年 6 月 22 日に成立したが、地域の実情に応じた制度とし、ゾーン政策本来の効果を発揮するモデルとする実効性ある総合特区制度として実現していくため、以下の措置を講じること。

- ・国際戦略総合特区について、海外との競争に対応し、真にわが国産業の国際競争力を向上させる制度となるよう、規制の特例措置や税制、財政、金融上の措置についての更なる充実
- ・国際戦略総合特区の税制措置での要件の柔軟化(法人の事業活動を特区内に制限す

るような要件を加えない等)

- ・地域指定後に設けられる国と地方の協議会における、規制・制度の特例措置や税制・財政・金融上の支援措置等の地方からの提案についての実現への最大限の努力
- ・農林水産、環境など個別の分野振興を超えて総合的な対応を要する事業について、内閣府が総合調整機能を発揮し、機動的かつ直に地域へ財政支援する枠組みの構築
- ・リーディングプロジェクト等重要事業は、特区認定後、当分の間は国費の補助率を引き上げ
- ・地域活性化総合特区における国際戦略特区と同等の法人税の軽減措置の導入
- ・地域活性化総合特区で講じられる所得税における出資に係る所得控除の対象を LLC（合同会社）、LLP（有限責任事業協同組合）、一般社団法人にも拡大

Ⅱ 首都機能バックアップ構造の構築

【担当省庁】 内閣官房、内閣府、総務省、経済産業省、国土交通省

わが国の政治、行政、経済の中核機能は首都圏に一極集中しており、ひとたび非常事態が生じた場合、機能麻痺に陥ることになる。このため、首都にいかなる事態が発生しても、首都中枢機能が継続できるよう、必要な措置を講じておくことが国家の危機管理として急務である。

また、関西は、首都圏と同時被災せず、首都圏や各地との交通輸送手段や情報通信機能が十分であること、既存の施設・機能が充実していること、関西広域連合をはじめ、官民あがての積極的な協力、応援体制が得られることから、バックアップ機能を担ううえで最適な都市圏であることから、次のとおり提案する。

1 首都機能の関西における具体的な代替対応の明確化

首都圏での非常事態が生じた場合に備え、政府機能の関西全体への配置や各種団体本部の代替機能の関西への設置促進などを具体化するとともに、災害発生時に、どこで、誰が、どのような対応を行うのか等についてあらかじめ明確化すること。

また、政策、施策等の推進に必要な蓄積データのバックアップ体制についても整備すること。

2 国会、各府省の事業継続計画（BCP）策定とその推進

政府は、首都中枢機能バックアップエリアとして、関西の位置づけを明確にした「首都中枢機能全体の事業継続計画」を策定するとともに、国会、各府省等において、適切かつ迅速に計画を推進すること。

3 バックアップ構造の構築の法律等への明記

関西が首都中枢機能バックアップエリアとしての役割を担うことを、国土・防災・有事に関する法律や計画等に位置づけること。

4 民間企業等のバックアップ構造の構築等

首都圏に本部がある全国レベルの経済団体や本社がある企業に対して、本部・本社機能のバックアップの関西での確保と、部品供給、生産、物流、設計、研究開発などの企業活動について、東日本と西日本でそれぞれ独立しながら、補完しあえるデュアルシステムの構築を働きかけること。

5 首都機能バックアップの平時の備え

平時より、首都圏における非常事態を想定した備えをしておくことが重要であり、国は、国会審議や各省庁の業務を一定期間、関西で実施するなど、首都機能バックアップに関する社会実験を計画的に行うこと。

〈参考〉首都圏被災時に関西が果たしうる役割（例）

- ① 金融中枢機能（日銀大阪支店、大阪証券取引所等）
- ② ビジネス中枢機能（バックアップオフィスとなるビルやホテル等）
- ③ 情報中枢としての機能（NHK 大阪放送局、各新聞社大阪本社等）
- ④ 物流中枢機能（空港、阪神港等）
- ⑤ 緊急対応や復旧・復興の支援拠点機能（人と防災未来センター等の防災関係機関）
- ⑥ 外交窓口機能（総領事館等）
- ⑦ 皇室機能（京都御所等）
- ⑧ 広域連携機能（関西広域連合等）

Ⅲ 東日本大震災に伴う風評被害対策

【担当省庁】外務省、農林水産省、経済産業省、観光庁

東日本大震災の影響により、わが国の経済を支える輸出産業について、放射能汚染への不安から、農林水産物に加え、工業製品等までもが不当な輸入制限措置をうけている。

また、観光産業においても、特にインバウンド観光について旅行、宿泊等のキャンセルが相次ぐなど、厳しい環境にあることから、次のとおり提案する。

1 諸外国への日本の農林水産物の安全性に関する正確な情報提供等

日本から輸出される農林水産物や食品等に関する安全性について、諸外国に対し正確な情報を提供し、不当な輸入禁止等過剰な反応が示されることがないように説明を果たすこと。不当な輸入制限措置を取る国に対しては、国際ルールに基づき WTO の紛争解決手続きに従った毅然とした対応を行うこと。

また、円滑な輸出が可能となるよう、国において、的確な基準を確定して、一括し、かつ迅速に輸出に関する証明書を発行するなど必要な措置を講じること。

2 工業製品の風評被害の防止

工業製品の貿易に際して、海外の通関から「放射能非汚染証明」の添付を求められたり、外国船の寄港が取りやめられるなどの支障が生じている。こうした事態の長期化・拡大は、日本経済に多大な損失をもたらすことから、国の責任において、工業製品に関して、客観的データに基づく正しい情報を発信すること。

併せて、諸外国政府に対して、不当な輸入禁止等の措置をとらないよう働きかけること。

3 出荷制限の解除等の際の積極的な広報等

現在、関係自治体に対し出されている、一部地域、品目に関しての食品出荷制限指示が解除された際、迅速かつ確実に原状回復できるよう以下の措置を講じること。

- ・ 出荷を制限する地域や品目が解除された場合には、食品等の安全性について積極的に広報を行い、風評被害の防止に努めること。
- ・ 放射性物質の健康に対する影響について正確な理解が進むよう、食に関わるオピニオンリーダー（医療関係者、報道関係者、食品流通事業者、消費者団体）に対するリスクコミュニケーションを強化すること。

4 日本のイメージ回復と復興を支える観光振興

震災の影響は、広く経済面にも波及し、特に、観光においてはインバウンド観光や海外参加者の多いMICE（多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントの総称）はもとより国内観光についても沈滞化している中で、国として、以下のとおり積極的に取り組むこと。

- ・自治体等と連携・協力した国内各地での観光キャンペーンの積極的な展開
- ・訪日旅行客の誘客を図るため、東アジアをはじめ海外でのプロモーションへの取組
- ・訪日外国人旅行者の安心感につながる正確でわかりやすい情報発信
- ・訪日ツアーバスに対する助成制度、国際空港離着陸料の期間限定無償化
- ・空港等におけるCIQの体制の充実・強化、地方空港のオープンスカイ化
- ・中国からの訪日観光旅行に関する査証免除に向けた検討

IV 東海・東南海・南海三連動地震等大規模災害への対応

【担当省庁】内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省

今世紀前半にも発生すると指摘され甚大な被害が懸念される東南海・南海地震は、東海地震も加えて3つの地震が同時発生すればより広範囲かつ大規模な被害が発生する可能性があることから、これまでの「防災」に、助かる命を助ける「減災」の視点を加え、同地震をはじめとする大規模災害による被害を最小限にとどめるための対応について、次のとおり提案する。

1 津波等による被害想定の見直しに係る取組

(1) 東海・東南海・南海地震等に対する早急な被害予測の実施

- ① 最新の知見の提供、技術的な助言等の援助
 - ・津波により浸水する範囲・水深や想定される被害について、自治体が予測を行うに際しての最新の知見の提供、技術的な助言等の援助を行うこと。
- ② 被害想定の見直し
 - ・今回の震災では、事前に想定し防災対策を講じていた規模を超える「想定外」の規模で地震及び津波が発生し、甚大な被害を招いたことから、東海・東南海・南海地震等についても、千年に一度発生する巨大地震・津波を想定しつつ、あらゆる事態を想定したシミュレーションのもと、その被害想定の見直しを早急に行うこと。
- ③ 教育及び訓練の実施
 - ・被害予測の調査研究の成果等を踏まえて、津波等が発生した際に住民が迅速かつ適切な行動をとることができるよう、学校教育等の機会を通じた防災上必要な教育、訓練、防災思想の普及を図ること。
- ④ 連携協力体制の整備
 - ・地震・津波対策を効果的に推進するため、自治体、大学等の研究機関、民間事業者等との緊密な連携協力体制の整備を図ること。

(2) 津波等による被害の防止、軽減

- ① 観測体制の強化
 - ・津波による被害の発生を防止し、又は軽減するための津波の観測体制の強化
 - ・特に近い将来における発生が予想される東南海・南海地震対策になる「地震・津波観測監視システム (DONET)」や海上ブイを使った海底津波計 (DART) による津波観測網を構築し、得られるデータを地球シミュレータや、将来的には、京速コンピュータにより分析することによる地震・津波の発生、被害予測の精度の向上

を図ること。

② 調査研究の推進

- ・津波の発生機構の解明、規模等の予測精度の向上、津波による被害を詳細に予測する手法の開発等に関する調査研究の強力な推進を図ること。
- ・特に、地震・津波対策を検討するための前提となるプレート境界、海底活断層位置などの科学的調査を速やかに実施し、その結果を情報提供すること。
- ・避難勧告、避難指示という発令のあり方を見直し、住民の警戒心をより喚起し、確実に避難に結びつけられる制度等についての研究の推進を図ること。

(3) 津波対策のための施設の整備や津波災害に強いまちづくりの推進

- ・最新の知見に基づいた施設（既存の施設についての維持や改良も含む）の整備の推進を図ること。
- ・海岸及び津波の遡上が予想される河川の堤防について、最新の知見に基づいて、津波を防止する性能を確保するための技術的な助言と必要な財政的措置を図ること。
- ・津波による被害の危険性の高い地域における住宅等の立地の抑制、内陸部への津波及び漂流物の侵入を軽減する仕組みの構築、沿岸部の多量の危険物を扱う施設における安全対策の推進等を実施するに際しての技術的な助言と必要な財政的措置を図ること。

2 国における大規模災害対策の強化

(1) 東南海・南海地震対策における補助率の嵩上げ及び対象事業の拡大

- ・東海地震防災対策強化地域より遅れている東南海・南海地震防災対策推進地域における地震防災対策特別措置法による地震防災対策事業補助率の更なる嵩上げを図るとともに、対象事業の拡大を図ること。

(2) 東南海・南海地震対策における国による広域的な災害対策の推進

- ・東南海・南海地震応急対策活動要領において大阪に設置されることとなる政府現地対策本部について、未調整部分の多い具体的活動内容の調整を図ること。
- ・現在未作成の東海・東南海・南海地震対策における活動要領及び具体計画の作成を行うこと。

3 大規模地震・津波災害に備えたインフラ整備

東日本大震災においては、津波被災後すぐに高速道路が機能したことと、高速道路から国道等による「くしの歯」ルートを確保したことで、迅速な救援活動に大きな効果を発揮した。また、高速道路盛土部において、数百人が避難するなど、当初想定しなかつ

た防災機能を発揮した。

関西においても、今後、東海・東南海・南海地震をはじめとする大規模地震・津波被害を受ける地域については、これらの被害を最小限にするために必要なインフラを早急に整備すること。

特に、広域的な交通のリダンダンシーを確保し、被災地への基幹的な救援ルートを確保するため、紀伊半島や四国の太平洋沿岸及び京都府から鳥取県に至る日本海沿岸の高速道路等のミッシングリンク解消や、東海道新幹線の代替ルートの早期整備を図ることにより、多重なネットワークを早急に形成すること。また、高速道路盛土部等を「陸の防潮堤」や「緊急避難場所」としての活用など、新たな「減災」の視点を取り入れた機能の複合化の推進を図ること。

4 大規模災害発生時の外国人医師の受入

東海・東南海・南海三連動地震等の多発的・広域的な大規模災害発生時には、国内の医療支援にも限界があることから、日本の医師免許を有しない外国人医師が、被災地における救命医療に従事することが可能となる特例的な措置の制度化を検討すること。

V 原子力発電所の安全確保

【担当省庁】内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省

東日本大震災を契機として発生した今回の福島原発事故については、早期収拾に全力で取り組むとともに、事故原因を徹底究明することが必要である。また、今回の事故で原子力発電所の安全性に対する住民の不安が高まっていることから、安全確保が必要であり、次のとおり提案する。

1 福島原発事故の早期収束と国民の不安解消

(1) 福島原発事故の原因究明

原子力安全委員会においては、今回の事故について、地震と津波が与えた影響や原子力発電所の高経年化が与えた影響など、安全対策が機能せず事故に至った原因の究明と事故の対応についての検証を行い、その結果を公表すること。

(2) 事態の早期収束

深刻な事態の早期収拾に全力で取り組むとともに、避難勧告が出された地域をはじめとして、被災自治体を全面的にバックアップすること、また、被害を受けた住民への補償が確実になされるよう対応すること。

(3) 放射能汚染に関する不安への対応

住民等への必要な測定・除染等を徹底するとともに、絶対的に不足する放射能測定機器を適切に提供すること。また、測定、除染等が必要でない住民等については、不安の除去を徹底するとともに、対応方針に変更があった場合には、理由を明確にしたうえで速やかに情報提供を図ること。

(4) 避難者の受入れ等に関する国の財政措置の枠組みの早期明示

被災地の生活基盤の回復には長期間を要するとともに、原発事故による避難者等も多数にのぼることから、他府県への一時避難等を希望する被災者への支援を実施しているところであり、被災者の受入れ等に関する国の財政措置の枠組みを早期に明示するとともに、可能な限りの財政措置を行うこと。

2 原子力発電所の安全確保と災害対策のための体制整備

(1) 原子力発電所の安全基準の明確化

原子力安全・保安院では、緊急安全対策は適切に措置していることを確認したとして、現在運転中の原子力発電所の運転継続及び起動を控えている発電所の運転再開に支障はないとしている。

しかし、多くの国民が原子力発電所に不安を抱いている状況に鑑み、未だ福島原発事故の要因は解明されていないが、現時点までに得られた知見を基に、追加的安全基準を早急に策定し、それに対する対応の適否を判断する手続きを具体化すること。

また、その手続きに基づく国の判断根拠を、国が責任を持って、立地及び周辺自治体に具体的に示すこと。

(2) 地震や津波等の想定の見直しによる安全性の確保

原子力発電所の「止める」「冷やす」「閉じこめる」機能について「想定外の事態」とならないよう、原子力事業者が実施する地震および津波等に対する安全性向上に万全を期するため、とりわけ原子炉冷却のための電源対策や電源以外の冷却手段の確保については、国において必要な措置を講じること。

また、原子力発電所が立地する若狭湾周辺の過去の大地震・大津波の発生状況の調査を行い、その結果を公開するとともに、安全対策に反映すること。

さらに、地震・津波対策を検討するための前提となる日本海側のプレート境界、海底活断層位置などの科学的調査を速やかに実施し、その結果を情報提供すること。

(3) 監視体制の強化と情報提供の徹底

福島第一原発からE P Zの範囲を越える地域に対しても避難等が指示されたことに鑑み、国および原子力事業者の責任において環境放射線モニタリングポストの増設など放射線および放射性物質のより一層の監視体制強化を図るとともに、住民が適切な判断に基づき行動できるよう、SPEEDI情報等原子力発電所や放射性物質等に関する正しい情報を迅速に提供すること。

また、事故時対応を想定した可搬型のモニタリング機器整備等について財源措置の対象とすること。

さらに、今回の事故では、環境放射線モニタリングポスト、テレメータシステムによる監視・情報発信が十分に機能していないため、国においてその検証を行い、耐震化、無停電化、通信機能強化などのために必要な財政的支援を行うこと。

(4) E P Zの見直しなど原子力災害対策に関する法律等の見直し

E P Zの範囲の見直しなどの防災指針の改訂や、原子力発電所の立地から対策に至るまでの一貫した対応、関係隣接県の取扱いの広範囲化などといった、原子力災害対策にかかる法律の改正等、所要の措置を講じること。

また、関係隣接県等に対しても、国や事業者の責任において、SPEEDIやERSS等の測定データを提供するとともに、モニタリングポストなど放射線監視のための体制整備や防護服等の配備、医療提供体制、避難体制整備に要する経費について国において財政的支援を行うこと。

また、今回の事故ではオフサイトセンターが十分に機能していないため、その検証

を原子力事業者とともに十分行うこと。さらに、原子力災害に関する備蓄資機材等は、初期対応を的確に行うため、基本的に国が責任をもって必要量を確保すること。

VI 再生可能エネルギー導入の促進と電力確保対策

【担当省庁】内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省

電力の需要と供給のあり方については、国や電力会社に任せきりにするのではなく、関西の一人ひとりの住民が消費者として考えていくことが重要である。

関西広域連合においては、新たなエネルギー社会づくりに向け、産業活動や都市魅力に影響を与えないということを前提に、再生可能エネルギーの導入拡大などエネルギー源の多様化、省エネ型の生活スタイルへの転換など需要と供給の両面からとるべき方策について、広く検討を始めたところであり、その一環として、自然エネルギーの導入拡大を目指して、全国の幅広い府県が集まる「自然エネルギー協議会」への参画も決定した。

こうしたことから、再生可能エネルギーの導入の促進、社会全体で省エネルギー型の生活スタイルへの転換を図るサマータイム、さらには、福島第一原発事故に起因する全国的な電力不足に対処するための当面の電力確保の取組みについて、次のとおり提案する。

1 再生可能エネルギー導入への積極的な取組

環境負荷が少なく、地域に広く存在する太陽光などの再生可能エネルギーの活用は、エネルギー源の多様化、自給率向上の観点からも不可欠であることから、その積極的な導入に向けて、関西に集積する新エネルギー関連の生産・研究開発拠点等のポテンシャルを活かし、太陽光発電や蓄電池、電気自動車、燃料電池、さらには、それらを活用するためのスマートグリッド等の社会システム・技術の開発に思い切った投資を行うとともに、民間への導入支援など再生可能エネルギーへの転換を促す総合的な施策を推進すること。

特に、「再生可能エネルギーの全量買取制度」について、法律の速やかな成立、施行に努めるとともに、制度が真に効果的なものとなるよう次のような条件整備を行うこと。

また、既に稼働している太陽光発電以外の再生可能エネルギー発電についても、将来にわたり持続可能となるよう、適正な買取価格及び期間を設定するなどの制度見直しを含め、万全の措置を講ずること。

- (1) 太陽光発電に係る買取制度については、設置時の初期投資が売電により確実に回収できるよう、以下のような買取価格及び期間を設定すること。
 - ①買取価格について、現行水準（住宅用 10 キロワット未満：42 円/キロワット時、住宅用 10 キロワット以上及び非住宅用：40 円/キロワット時）を維持すること。
 - ②買取期間について、初期投資が確実に回収できる 20 年とすること。

- ③住宅用太陽光について、「余剰買取」を「全量買取」とすること。
- (2) 太陽光発電以外の再生可能エネルギーについても、太陽光発電と同様に初期投資が確実に回収できる買取価格及び期間をそれぞれ設定すること。
- (3) 太陽光をはじめとする再生可能エネルギー供給への多様な事業主体の参画を促進するとともに、地域における自立・分散型のエネルギーシステムを構築にも資するよう、発送電分離を含めた電力システムのあるべき姿に関して早急に検討を進めること。

2 当面の電力確保の取組

(1) 火力、水力発電の最大限の活用

経済・産業活動への影響を最小限に抑えるため、当面の緊急的な措置として、既存の火力、水力発電の最大限の活用を図るため、以下の取組を行うこと。

- ・LNG等の燃料の安定的確保
- ・施設の増設に関する手続きの簡素化
- ・発電効率を高めるための設備改良への技術的又は財政的支援

(2) 余剰電力の有効活用

他地域や事業者からの余剰電力を有効に活用するため、他の電力会社からの応援融通や、特定電気事業者等からの追加的な電力購入の円滑化に向けた取組を行うこと。

また、新たに導入された自家発電設備導入促進事業費補助金については、東北電力及び東京電力エリア以外にも適用すること。

3 サマータイムの実施

今夏、一部事業者や地域においてサマータイムが実施されているが、関西広域連合においては、家庭や産業・業務部門における節電対策、行政の率先行動を柱に、構成府県で節電を呼びかけることとし、府県庁においても実情に応じた形でサマータイムを実施することとしたが、サマータイムについては国全体で取り組まなければ十分な効果が得られない。

そこで、サマータイムについて、国民の共感を得ながら日本全体で取り組める枠組みを早急に検討し、社会全体での省エネルギー型の生活スタイルへの転換を図ること。

Ⅶ 地方分権改革の推進

【担当省庁】内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

地方分権改革とは、地域のことは地域の自己決定・自己責任のもとで実施することが出来る社会を築くことであり、その際には、国と地方の役割を明確にし、地方が担うべき役割は、地方の財源で行うことができるようにすることが必要である。

これまでの国のかたちを変えて、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体に委ね、地域における行政を地方公共団体が自主的かつより総合的に実施するためには出先機関の事務・権限をブロック単位で移譲するという、アクション・プラン（平成22年12月28日 閣議決定）の早期実現を求める。また、国から地方への更なる権限移譲や義務付け・枠付けの廃止・縮小など、地域の自主性を高め、国と地方公共団体の関係を対等の立場で対話のできる新たなパートナーシップの関係へと転換するため、次のとおり提案する。

1 国出先機関改革の推進

(1) 国出先機関の丸ごと移管の実現

国出先機関の原則廃止に向け、まずは、関西広域連合への国出先機関の権限・財源・組織の一括移管（「丸ごと」移管）を進めること。

その第1ステップとして、以下の3機関の早期移管を実現すること

近畿経済産業局：中小企業支援対策を中心に広域連合や府県事務と関係が深い機関で、移管により、地域で総合的な産業政策を展開できる。

近畿地方整備局：全国知事会で最重要点分野と位置づけられた直轄国道・河川等住民生活に直接影響する基幹的なインフラ整備を担う機関で、地域振興、安心安全の確保に欠かせない。

近畿地方環境事務所：山陰海岸国立公園の管理等を担う機関で、広域連合が担う山陰海岸ジオパークの推進にあたり、移管により、景観保全や地域振興など総合的な行政を展開できる。

(2) 移管にあたっての制度の創設

移管にあたっては、移管後の事務執行にあたっての基準設定など国の関与の縮減、現行の事業量を確保するために必要となる人件費も含めた適切な財源措置、退職手当や共済なども含む円滑な人員移管の仕組みづくり、さらにはこのような課題を検討するための国・地方双方の関係者で構成される横断的な体制の整備などの制度を創設すること。

2 広域連合制度を拡充するための法律の制定等

(1) 構成団体の変更に関する手続きの弾力化

広域連合への新規加入や、広域連合がすでに実施している事務で関係する構成団体を増やす場合について、広域連合議会の議決があれば、異動のない府県の議決は不要とするなどの弾力化を図ること。

(2) 執行機関における理事会制導入

広域連合の運営に各構成団体の意向を反映しつつ、適切な意思決定を行なえるようにするため、執行機関における理事会制を早期に導入すること。

(3) 議決方法の特例の導入

一部の構成団体のみに関する議案については、当該構成団体選出の議員の意向を採決に反映できるように、議決方法について特例を設けることができるようにすること。

(4) ウェブ会議等の手法の導入

広域連合議会や理事会におけるウェブ会議の活用など、遠隔地からの議員・理事の参加を容易にしうる手法を可能にすること。

3 国から地方への更なる権限移譲及び義務付け・枠付けの廃止、縮小

(1) 国から地方への更なる権限移譲

住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むようにするという地方分権改革の理念に基づき、地方が自らの権限、責任、財源のもと地方のことは地方が決定し実行できるよう、国から地方への更なる権限移譲を進めること。

(2) 義務付け・枠付けの廃止・縮小

地方分権改革推進委員会の3次勧告に含まれる地方要望分104条項を完全に実施すること。

また、地方分権改革推進委員会の2次勧告4,076条項の見直しを実施すること。

(3) 施設・公物の設置・管理基準の条例委任に当たっての地方裁量の拡大

地域主権改革推進一括法及び地域主権戦略大綱による基準の条例委任について、「従うべき基準」とされたものについては、国が政省令で定める基準のまま条例化することが求められており、地方の裁量拡大につながらないことから、「従うべき基準」から「参酌すべき基準」へ移行すること。

4 自治体の国際化の促進に向けた公用旅券事務の実施

日本の国際化を推進し、経済発展を実現するためには、国だけではなく地方においても、諸外国との間で経済・国際交流を一層、活発化していく必要がある。

自治体職員が、相手国の関係機関から高い信頼を得て、用務を円滑に遂行できるよう、自治体職員の公務による海外渡航についても、国の各省庁と同様、「公用旅券」の発給を可能とすること。

また、自治体職員に対し、「公用旅券」を円滑かつ迅速に発給するため、自治体職員の公務による海外渡航に際しての「公用旅券」発給業務については、国の権限を受けることができる新たな行政の枠組みとして発足した関西広域連合において実施できるよう制度を改めること。